

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

平成30年6月14日

【開催日】 平成30年6月14日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時29分～午前11時4分

【出席委員】

分科会長	吉永美子	副分科会長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【分科会外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
福祉部長	岩本良治	福祉部次長兼高齢福祉課長	兼本裕子
福祉部次長兼国保年金課長	桶谷一博	高齢福祉課技監	河野静恵
高齢福祉課課長補佐	河田圭司	高齢福祉課主査	石井尚子
高齢福祉課主査兼介護保険係長	篠原紀子	高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長	荒川智美
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊	社会福祉課長	岩佐清彦
社会福祉課主幹	平中孝志	社会福祉課主査兼生活保護係長	坂根良太郎
市民部長	城戸信之	市民部次長兼市民生活課長	藤山雅之
市民生活課課長補佐	山本満康	市民生活課市民生活係長	三浦裕

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係主任	原川寛子
------	-----	-------	------

【付議事項】

- 1 議案第52号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）
について（民生福祉分科会所管部分）

午前10時29分 開会

吉永美子分科会長 ただいまより一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
を開会します。本日は、議案第52号平成30年度山陽小野田市一般会
計補正予算（第1回）の中の民生福祉分科会所管部分です。まず、執行
部からの説明をお願いします。

兼本福祉部次長 それでは、議案第52号平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算のうち、高齢福祉課分について御説明します。10、11ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、28節繰出金の介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への繰出金を1,586万7,000円増額するものです。これは、先ほど説明しました平成30年8月からの介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修に要するシステム開発委託料及び平成29年度の診療報酬支払基金交付金の精算に伴う償還金に充てるものです。

岩佐社会福祉課長 それでは、社会福祉課分について御説明します。10、11ページをお開きください。3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、13節委託料を226万8,000円増額するものです。この委託料は、生活保護システムの改修委託料です。改修内容としましては、生活保護基準の見直しに関するものと国へ報告する調査項目の追加に関するものの二つの改修委託料です。これは、生活困窮者就労準備支援事業ですので、事業費の2分の1が国庫補助金として歳入されます。この国庫補助金については、6、7ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節生活困窮者自立支援費国庫補助金として事業費226万8,000円の2分の1の額、113万4,000円を計上しています。以上、慎重審議のほどよろしくをお願いします。

吉永美子分科会長 皆様からの質疑を受けます。まず、歳出の10、11ページ関連のところでお質疑はありますか。

山田伸幸副分科会長 システム改修委託料を生活保護費で説明され、基準を見直すということなんですが、具体的にどういった内容が見直されるのでしょうか。

岩佐社会福祉課長 生活基準の見直しとして、主なものについては生活扶助費基準の見直し、また、児童養育加算、母子加算の見直し、医療扶助の適正化、大学等への進学への支援などについて見直しをされるところです。

山田伸幸副分科会長 見直しということは、加算されていていっているということでしょうか。

岩佐社会福祉課長 加算されるものもあります。また、減額されるものもあるかと思えます。

大井淳一郎委員 減額される部分と加算される部分の内訳を挙げてください。

坂根社会福祉課主査 減額されるものについては、生活保護の生活扶助費いわゆる生活費があります。そちらは、今年10月から3か年を掛けて現行の基準からマイナス5%以内にとどめるということになっています。加算で増えるものについては、児童養育加算ということで、今までは中学生まで月1万円ほど加算がありましたけど、今後は高校生まで加算が付くというようになっています。あと、母子加算については、国が示しているのは子ども一人に対して月2.1万円から見直しが月1.7万円と若干下がるようになっています。見直しは、こちらも段階的に3か年掛けて下がっていくという形になっています。

山田伸幸副分科会長 この部分については、また別に出てくるということなんですかね。今のはシステム改修ですからそれを計算するものを変えということで、その部分については扶助費の減額等が今後また出てくるということですね。

坂根社会福祉課主査 国会でも採決されましたけれども、今言いました生活費の基準の見直しと児童養育加算等の加算の見直しについてもこのたびのシステム改修に入ってきます。

吉永美子分科会長 10月からでしょ。

坂根社会福祉課主査 はい、10月からです。

吉永美子分科会長 ほかにありますか。よろしいですか。それでは歳入の6、7ページはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では質疑を閉じたいと思います。では、ここで職員の入替えのために10時45分まで休憩します。

午前 10 時 36 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を再開します。審査番号 2 番になるわけですが、執行部の説明をまずお願いします。

藤山市民部次長 予算書の 10、11 ページを御覧ください。一番上、2 款総務費、1 項総務管理費、16 目ふるさと推進事業費について 230 万円の増額補正を行い、補正後の額を 549 万 7,000 円とするものです。補正の内訳は 19 節負担金、補助及び交付金として地域コミュニティ事業助成金 230 万円を計上しています。本助成金事業については、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域コミュニティの健全な発展を図るために実施するもので、平成 30 年 4 月に県を通じて交付が決定されましたので、本 6 月補正で予算計上するものです。具体的な事業内容としては、山陽小野田市ふるさとづくり協議会に対し、綿菓子機、ワンタッチテント等の購入費 230 万円を助成するもので、これに対する歳入は予算書の 6、7 ページの一番下、20 款諸収入、4 項雑入、2 目雑入、2 節総務費雑入として宝くじ助成金 230 万円を計上しています。なお、本事業の公募手続については、昨年 9 月に市のホームページと広報紙に募集記事を掲載しています。御審議のほどどうぞよろしくお願いします。

吉永美子分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。歳出の 2 款 1 項 16 目について御質疑ありますか。

大井淳一郎委員 6 月に募集されたということですが、募集状況ですね。どれくらいの期間、どのような形で募集されたのか。それに対して幾つの団体から応募があったのかについてお答えください。

藤山市民部次長 広報ですが、9 月 15 日の広報で…（「昨年のですか」と呼ぶ者あり）昨年のですね。申込期限を 10 月 5 日としています。募集案内が 8 月に来たということもありまして、それから動いていますのでホームページについても 9 月 1 日から載せています。申込期限は同じように

10月5日としているところです。

大井淳一郎委員 済みません。先ほど6月と9月を聞き間違えました。それに対して応募は幾つあったのでしょうか。

藤山市民部次長 実際に応募されたのは1件で、あと1件ほど問合せはあったようですが、その方については応募はなかったと聞いています。

大井淳一郎委員 1件というのはふるさとだけ応募があったということですか。

藤山市民部次長 そのとおりです。

杉本保喜委員 内容が綿菓子機とテントということですが、台数を教えてください。

藤山市民部次長 綿菓子機が数量1、ワンタッチテントが四つ、テントの専用ウェイトが24、あとテントの専用カーゴが4、ベニヤテーブルが30、バルーン投光機が一つとなっています。

矢田松夫委員 委員長に言いますけど、今みたいな資料をですね、事前に数量が何個あってどんな品物か、金額が幾らなのかという資料を普通は出すんですが、全くないで、委員が質問するとおたくが答える。議事録しか残らんのですよ。

藤山市民部次長 こちらに数字がありますので、お出しすることは可能です。

吉永美子分科会長 では、今配ってくれますか。

藤山市民部次長 用意しますので、お時間を少し頂けますか。

吉永美子分科会長 5分間休憩します。

午前10時50分 休憩

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして、民生福祉分科会を再開します。
皆様のお手元に資料が届いていると思いますが、これを見てもらって御
質疑はありますか。

矢田松夫委員 この納入業者はどこですか。それは入札されたんですか。その
2点です。

三浦市民生活課市民生活係長 こちらについては、事前にふるさと協議会で見
積りを数社取られて、一番安いところからの申請を出してもらっていま
す。また、交付決定はまだされていませので、再度補助事業の予算が
承認されましたら、実際にふるさとづくり協議会から申請いただいて、
その決定後、業者と契約をされる予定となっていますのでまだ交付決定
とか業者の決定はしていません。

矢田松夫委員 現在は納入業者については言われたいのことですが、この中
で、型番がないのがあるんですね、例えば綿菓子機。バルーン投光機
とか高価なのは番号がありますが、綿菓子機の型番がないというのはど
ういうことですか。

三浦市民生活課市民生活係長 申請の際には、メーカーの様式ですとか、型番
が入っているものを資料として添付してもらっていますので、申請時に
抜けているものだと思います。

矢田松夫委員 現在は型番は分かるんでしょうか。

三浦市民生活課市民生活係長 以前購入したものと同一型を購入するというこ
ととしていますので、型番自体は確認できます。今写真を付けていま
すけど、以前に購入したものと同型のものを購入としています。

大井淳一郎委員 よくうちも地区でお世話になることもあるんですけども、こ
れが破損したときの責任の所在というのは明確にされているでしょうか。

三浦市民生活課市民生活係長 原則としては、借りられた団体の方が修理をし

て返してもらおうと。これまでも何度か壊れたりとか破損した場合には修理をお願いして返却してもらっています。

大井淳一郎委員 修理というのは、多分業者が修理するから変なことにはなっていないと思うんですけど、例えばかき氷とか次使う人が使えなくなるとか、その辺のちゃんと直っているかのチェックはされているでしょうか。

三浦市民生活課市民生活係長 報告書を事業が終わった後に提出してもらい、不備があった場合や破損があった場合には、きちんと報告してもらうようにしています。その場合の動作確認は、報告書に挙がってきて修理をしたものについては再度事務局で行うようにしています。

矢田松夫委員 バルーン投光機は先日も借りたんですが、今大井委員が言われたように故障して使用ができないというような状況なんですけど、これは新たに追加するという、あるいは反対に壊れているから新品を買おうと、どちらなんです。

三浦市民生活課市民生活係長 現在、ふるさとづくり協議会が持っている投光機が発電機と一体型となった移動式のもので、重量があり、古いということで、つかなかったという話も聞くことはありますが、先日借りられたときには不備はなかったと聞いています。ただ、重量が重く、持ち運びが不便ということですので、今回購入するものは発電機が付いていないもので、写真にあるようにバッグに入る形になっていますので、一人でも持ち運びができるようなものを購入します。

大井淳一郎委員 これらは市のふるさとの倉庫に入れるんですが、ベニヤテーブルとかもスペースを取ると思うんですが、全部入るんですか。コンテナとかを使うんでしょうか。収納の問題があると思うんですが、全部収まるとみているんでしょうか。

藤山市民部次長 ベニヤテーブルについては本山、須恵校区からの要望ということで、そちらに納めます。

大井淳一郎委員 そちらの地区に保管するということでしょうか。

藤山市民部次長 保管はそこで保管し、ふるさとで使う場合はどこの校区でも使えるという形になると思います。

山田伸幸副分科会長 以前、議会から指摘したことですが、ふるさとづくり協議会と言っていますが、事務局は市の内部にありますよね。

藤山市民部次長 市民生活課が事務局です。

山田伸幸副分科会長 今後、事務局を市の職員がするということが正しいことなのかどうなのかという問題もあるんですが、ふるさとづくり協議会も自治連と同様に独自の事務所を構える必要があるんじゃないかなと思うんですが、そういう検討はされているんでしょうか。

藤山市民部次長 承知している限り、検討はされていません。

松尾数則委員 ふるさとに今回230万円ということですが、これはある程度枠か何かがあるんですか。枠内で一番近かったからふるさとにやらせたということなんでしょうか。

藤山市民部次長 助成金の限度額が1件につき100万から250万というのがあります。事業実施主体が別々であれば、ふるさとやほかの団体がそれぞれ申し込まれた場合、それぞれ1件につき100から250であれば、申請は可能です。もちろんコミュニティ事業の趣旨に合うものというのが第一条件ではありますが、要望があれば、市で中身を確認する中で、自治総合センターに送っているところです。

松尾数則委員 もう1件あったけど、申請書が出なかったというのは、そういった枠から外れたから申請書を出さなかったということではないんですか。

藤山市民部次長 そうとは聞いていません。問合せだけということです。

矢田松夫委員 入札の件ですが、何社あったのか、業者は市内業者かどうなのかの2点です。

三浦市民生活課市民生活係長 見積りは、昨年度は各備品については2社ほど取っています。テントについては市内業者でプリント等があるところが1社ということで、1社のみ見積りをもらっています。

矢田松夫委員 須恵と本山と言われたが、市役所の敷地内に保管するという条件をクリアしないとお金が下りてこないということで、いわゆるトンネルみたいな形で、本山、須恵公民館に保管すると申請したら却下されそうだから、市役所の敷地内ということにしたんですか。

三浦市民生活課市民生活係長 説明が不足してしまして、今回購入したものについては、市役所の倉庫にも置きますが、今持っているベニヤテーブルとかがコンテナ倉庫にありますので、そちらと調整して、申し訳ないですが、校区に置くのは古いものということで、保管場所としては市のふるさと倉庫に置くということで申請を出しています。各校区で申請された場合も保管場所がきちんと決まっていれば申請は承認されるものです。

大井淳一郎委員 校区に回すのはいいんですが、以前使っていたやつも申請時には市役所敷地内の倉庫と書いて申請したと思うんです。移すことについて何か問題とかあるんでしょうか。大丈夫ですか。

三浦市民生活課市民生活係長 確認して、もし、保管場所の変更が生じる場合には、自治総合センターに届出するようにします。

吉永美子分科会長 よろしいですか。それでは歳入の6、7ページ、20款です。この点はよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは質疑を閉じます。それでは本日の一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を閉会します。

午前11時4分 散会

平成30年6月14日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 吉 永 美 子